

葬祭組合告示第11号

平成27年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年10月20日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成27年10月28日(水)午後2時
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成27年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成27年10月28日（水曜日）午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（7名）

1番	広瀬義積	四街道市議会選出
2番	爲田浩	佐倉市議会選出
3番	冨塚忠雄（副議長）	佐倉市議会選出
4番	蕨和雄（議長）	佐倉市長
5番	佐渡齊	四街道市長
6番	森本次郎	四街道市議会選出
7番	高崎長雄	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	横尾貞昭	酒々井町副町長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	藤方英和
事務局次長	内田稔
施設管理班長	中村忍
施設管理班長	織田勝広

会計管理者	河合昭男	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○構成市町出席職員

佐倉市	渡辺尚明	環境部長
佐倉市	高橋竹男	生活環境課長
四街道市	本田耕資	環境経済部長
四街道市	鈴木雅雄	環境政策課長

酒々井町 芝野芳弘 経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主査 相京夕起夫

○会期

平成27年10月28日（水曜日） 1日

○議事日程

平成27年10月28日（水曜日）午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 平成26年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後1時57分 開会

- 議長（藤 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成27年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組協議会定例会は成立いたしました。
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組協議会定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。
監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤 和雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号1番、広瀬義積議員及び議席番号7番、高崎長雄議員の両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（藤 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。
お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号から議案第5号までを一括議題とします。
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成27年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組協議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案5件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

以下、決算の概要について申し上げます。

平成26年度の歳入決算額は2億9,483万8,890円で、対前年度比0.1%の増となっております。歳入の主なものといたしましては、構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに施設使用料、前年度繰越金、財政調整基金繰入金などが主なものでございます。歳出決算額は2億8,504万7,322円で、対前年度比1%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、施設の管理運営費、人件費などによるものでございます。

歳入歳出の差引残高は979万1,568円でございます。

次に、議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

独立行政法人通則法等の改正に伴い、引用規定の整理や文言規定の整理を行うものであります。

次に、議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、用語の定義等の追加や目的外利用等の制限事項の追加、文言の整理を行うものです。

次に、議案第4号は、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金が厚生年金に統合される法改正が行われたことから、引用条文の変更を行うものであります。

次に、議案第5号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億453万3,000円としようするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、基金繰入金及び前年度繰越金を増額しようとするものでございます。歳出につきましては、主に斎場の管理・運営部門に係る必要な経費を計上するものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明をさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明。

○事務局長（藤方英和） 議長。

○議長（藤 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤方英和） それでは、お手元に配付させていただいております議案第1号、平成26年度葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についての関係資料をごらんいただきたいと思います。まず、議案の鏡文をめくっていただきますと、監査委員さんの合議による歳入歳出決算審査意見書がございます。これを1枚開いていただきたいと思いますのですが、この中に審査意見書ということで取りまとめてございます。

審査対象につきましては、定例の決算の要領に準拠しているものでございます。

2の審査期日であります、平成27年7月28日火曜日にこの会議室におきまして実施されました。

4の審査の主眼及び方法でございますが、葬祭組合の監査基準要領にのっとりまして、(1)はその定例の審査方法を表記したものでございます。

(2)につきましては、備品管理についても各台帳等も含めて確認をした旨記載してございます。

5番の審査の結果でございます。(1)は総括的な事項であります。要点を読まさせていただきますと、審査に付された平成26年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書書類等は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は関係帳簿その他証書書類と照合した結果、誤りのないものと認めますということで、適正で正確であるという旨を総括してご意見をまとめていただきました。

(2)のところでございます。執行状況及び事業運営状況等に関する事項と表記がございます。これにつきましては、葬祭組合が監査委員さんのご意見等を拝聴し取りまとめ、地方自治法の指摘事項とは異なる事項でございます、今後の努力目標、あるいは努めるべき事項について職員に促すということで、努力するようにご指導をいただいていることについて記載してございます。特に3行目、なお書き以下でございます。今後も正確かつ効率的な予算執行、事業運営を図るとともに、平成8年に建設された施設も約20年を経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいます。施設の維持管理のため必要な修繕工事等の優先度を高め計画的に実施し、良好な組合経営が継続的に行われるように努めてくださいということでご意見をいただきました。この内容、趣旨等につきましては、監査委員さんお二方から特に優先度等の部分でございますが、現在ある中長期施設維持管理計画等の適宜見直しを図るということと、毎年の定期報告、定期的な点検をしている中で優先度をその都度検討していただきたいと。さくら斎場の良好な維持管理を図っていただきたいという趣旨でご意見をいただいたものでございます。

次のページでございますが、3ページで、監査委員さんにつきましては、識見者が小柳監査委員さんでございます。当組合の議会の選出の監査委員さんが広瀬議員さんでございます。

次に、歳入歳出決算書の冊子をごらんいただきたいと思っております。1ページをめくっていただきますと、本年度から様式が縦版になっております。左側1ページが歳入の欄でございます。真ん中に収入済額という欄がございます。その一番下でございますが、歳入合計としまして2億9,483万8,890円、これが歳入の決算額であります。右の2ページ目をごらんいただきたいと思っております。真ん中の欄、支出済額でございます。一番下の計欄ですが、歳出の合計としまして2億8,504万7,322円ということで、この差し引き等については、2ページの中央に少し大きい字で記載してございますが、歳入歳出差引額979万1,568円でございます。このうち基金条例等によりまして、基金の繰り入れ、財政調整基金でございますが、繰り入れたものが499万1,568円でございます。差し引きの翌年度の繰越額、27年度の繰越額でございますが、480万円でございます。この金額については、第5号議案の歳入の財源として補正を計上したものでございますので、そのときにまたご説明させていただきます。

2ページほどめくっていただきますと歳入歳出決算事項別明細書がございます。左、右と一体で歳入の項目になっております。6ページ目の一番右上、負担金でございますが、負担金につきましては、例年口頭で申し上げておりますが、数字がかなり細かいので、別添のA4の横版で26年度決算構成市町負担金の推移という参考資料をおつけさせていただきましたので、こちらをごらんいただければと思っております。この上下に表がございます。上の表につきましては、市町負担金推移表ということで、22年度から26年度、決算審査の対象資料の1つとしておつけしたものでございますが、5年間分の推移が出ていま

す。26年度の欄をごらんいただきたいと思います。佐倉市さんは1億1,493万7,000円でございます。対前年度と比較しますと1.2%ほどの減ということでございます。四街道市さんが7,567万6,000円ということでございまして、2.3%ほどの増でございます。酒々井町さんが2,199万2,000円でございます、1.4%ほどの減ということでございまして、25年度との比較におきましては、負担金の決定額は同額で、合計としましては同額でございます。2億1,260万5,000円でございます。また、構成比の割合は、下のほうの26年度決算額ということでごらんいただきたいと思います。26年度と25年では、あるいは過去の構成比でも、この佐倉市さん54%、55%ほど、四街道市さんが35%ほど、酒々井町さんが10%ほど、この比率はおおむね同様でございます。2億1,260万5,000円を負担金として頂戴したということでございます。

使用料及び手数料の決算額の事項別明細書に戻っていただきたいと思いますが、使用料につきましては、あわせて主要施策の成果の説明書、別冊の資料でございますが、そのうちの1ページをごらんいただきたいと思います。細部につきましては、それぞれ議員さん各位に個別でご説明した、この事項別明細書の関係資料におつけしてございますが、事項別明細書の欄を一覧で表記しますと、主要施策の成果の説明書の1ページの(2)款別の決算書ということで記載してございます。2款使用料及び手数料でございますが、26年度の決算額は7,707万9,570円でございます。対前年度との比較におきましては473万1,970円ということで、6.5%の増ということでございます。これは火葬件数等含めまして、斎場の利用が年々増加傾向にございます。統計資料につきましては別添の資料で配付してございますが、七、八十件から100件ほど、例年ふえてきている傾向があるということと、あわせて26年度は7月1日からさくら斎場の使用の料金を改定させていただいたということで、件数の増加と料金の改定ということが主な要因として使用料の財源がふえているということでございます。そのほか財産収入、繰入金、これは財政調整基金からでございますが、これについてはおおむね例年と余り変わっていないということでございまして、諸収入まで、主なる財源としてやはり負担金と使用料ということで、この2つが歳入の大きな柱になっております。

歳出の関係で申し上げますと、決算書の9ページ以降をお開きいただきたいと思いますが、また、主要施策の成果につきましては、2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、主要施策の成果のところでも一覧が表記されておりますので、こちらを中心にご説明をさせていただきたいと思いますが、

議会費につきましては、40万6,057円でございます。この金額については、前年度との決算額で11万5,645円ということで、全体に対しては金額的に大きな変動はございませんが、議員さんの報酬等が主なるもの、また会議録の事務局への経費が主なるものということでございます。

2款の総務費でございますが、1億1,881万1,676円でございます。対前年度と比較しますと379万2,732円。総務費としては、主なるものは先ほど管理者から申しあげました人件費と事務局の事務経費でございますが、3.1%の減ということでございます。金額的には380万円ほどの減でございますが、職員につきましては、平成26年度は12名の事務局の職員体制でございます。この経費につきましては、例年余り大きく変動があるものではございません。対前年度比でも大幅な減ということでもなかろうかと考えております。

3款の事業費でございますが、1億6,576万3,562円でございます。対前年度比で見ますと965万1,345円でございます。これは6.2%の増ということでございまして、年々修繕関係の工事等が経年劣化に伴うもので増加傾向にございまして、補正後の額も含めまして、主なる工事というものが増加傾向に

あるのが要因でございます。

この2款の総務費と3款の事業費、2款が全体の予算の中の42%ほど、事業費が58%ほどということで、葬祭組合の決算上のウエイトは、事務局経費とさくら斎場の経費が当然6割近くあるということで、例年同様の傾向でございます。

次に、決算書の事業費の中で11ページ以降をごらんいただきたいと思います。12ページがそれぞれの備考欄でご説明しております。さくら斎場の斎場管理運営事業の中で、今主なる要因の1つと申し上げました修繕あるいは工事ということでございますが、修繕料につきましては、この401万7,942円ということでございますが、これは小さい修繕、ご利用者に不測の事態がないような対応ということで、25件の修繕工事をしたものでございます。細部につきましては、主要施策の成果の中でご説明を差し上げたとおりでございます。

この12ページの下欄、委託料でございますが、これについては23件の委託がございましたので、次の14ページにかけて、それぞれ詳細に記載をさせていただいております。工事費でございますが、14ページが一番下の欄から次のページにかけてご説明の記載がございますが、工事請負費につきましては5,749万6,500円ということで、それぞれ7件の工事をいたしまして、その明細が16ページの備考欄に記載をさせていただいております。

次の17ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。地方自治法の規定によりまして、所定の様式で歳入歳出、今申し上げた実質収支額は下から2番目の欄、基金繰入額の当初に記載した額、それぞれ記載してございます。

18ページ以降は財産に関する調書でございますが、縦版になった関係で公有財産(1)、土地及び建物につきましては、2段書きで表記させていただきました。その他物品は変動ございませんことと、基金の現在高等について記載してございます。

また、議案第1号の主要施策の成果の説明書の最後のページ、20ページをお開きいただきますと、さくら斎場の使用料で新旧一覧表、先ほど申し上げました当議会でいろいろご審議を頂戴して、26年7月1日から料金の改定をさせていただきました。1の火葬場の使用料、組合内の、大人が一般的な多い件数でございますが、旧料金6,000円に対しまして7,000円ということで1,000円を引き上げたということでございます。

2番目の式場使用料でございますが、原則的には組合内の使用でございますが、7万8,750円の旧料金に対しまして9万7,200円、1万8,450円の引き上げをさせていただきました。

その以下、待合室、第3告別室等につきましては、消費税の兼ね合い等での引き上げということで、それぞれ表記してございます。ご参考に申し上げます。

議案第1号につきましては、概要でございますが、以上でございます。議案第2号からそれぞれ左留めの横書きの資料がございます。ごらんいただきたいと思います。議案第2号から第3号、第4号につきましては、条例の一部を改正する条例制定ということでございますが、特に議案第2号と第3号につきましては、当組合の情報公開審査会の専門の委員さんに法令審査の観点からもご審議いただきまして、ご指導をいただいたところでございます。

まず、議案第2号でございます。葬祭組合の情報公開条例の一部改正ということでございますが、1の制定理由をごらんいただきたいと思います。この改正については、直接市町村あるいは一部事務組合が該当して影響を受ける事項ではないところでございますが、構成市町に準じまして独立行政法人通則

法等の改正ということで、いわゆる独法でございますが、表記の仕方が2番の改正内容、(1)というところで記載しておりますが、行政執行法人に法律上の呼び方を変えたということがございまして、所定の情報公開の中で引用している法令の表記等につきまして、整理をして改正をしたところでございます。

2番の改正内容の(2)のところでは、葬祭組合の構成市町の情報公開条例の表現、字句等につきまして、当組合でも参照にさせていただきます、今回一緒に整理をさせていただきます。

また、(3)のところでは、別表の写し手数料の整備ということでございますが、26年度、葬祭組合でも初めてカラーコピー機が導入できたということで、今回構成市町に準じまして、実績はありませんが、カラーコピーの手数料というものを同額で条例上定めさせていただいたというのが、改正の理由と内容ということでございます。

3番目の施行期日でございますが、これは国の法令が本年27年の4月1日から施行されておりまして、現在さかのぼりの適用ということで上程させていただきました。当然手数料を頂戴する別表の改正については、公布後適切な時期から徴収するというところでございます。

4番の近隣の動向でございますが、構成市町は、佐倉市さん、四街道市さんが本年の3月に上程をし、議決をいただいているということでございます。酒々井町さんについては、直接影響がない事項であります。今後適切な時期に検討をしたいということでございまして、近隣の組合とは常に情報交換をしておりますが、衛生組合さんは酒々井町さん同様の見解でございますが、ほかはやはり3月の議会で上程して可決を頂戴しているということでございます。

次からの新旧対照表につきましては、今申し上げた字句の整理等が各所でございますが、これは構成市町同様の内容と、また準則に準拠しているということで、それぞれ参考にゴシックで記載してございます。

以上が議案第2号のご説明でございます。

議案第3号資料をごらんいただきたいと思います。本件につきましては、葬祭組合の個人情報保護条例の一部を改正する条例案でございますが、1番の制定理由、ごらんいただきたいと思います。いわゆるマイナンバー法でございますが、ここでは番号法という表記で統一してご説明をしております。これにつきまして、構成市町同様に国、県等から指導を頂戴しているところですが、必要な整備をするためということで今回提案に及んだ次第でございます。

2番目の改正内容でございますが、今回のマイナンバー法、番号法の施行に伴う葬祭組合、また近隣の一部事務組合につきましては、直接的な行政事務の対象としては今現在ございません。例えば税関係、あるいは福祉関係、あるいは教育委員会等々、広範な市町村の行政事務とは一部事務組合の目的が異なっていることもございまして直接の影響はないのでございますが、国等の指導により用語の定義、あるいは条例上の整合性、そういった整備を図るということで改正内容に記載させていただきました。

(1)のところでございますが、今回番号法でいうところの固有名詞である特定個人情報等の定義づけを準則に倣い、構成市町と同様の表記で追加をさせていただきました。

(2)の目的外利用等の制限事項をやはり追加して、従来個人情報は適切な管理、目的外の利用は厳に慎んでおるわけでございますが、番号法に基づく特定個人の情報、現在ご案内され来年の1月から運用が開始するというところでございますが、たとえ行政機関内においても条例等の許可事項でない限りは利用が禁止ということについて、準則に倣った形で同様の内容で記載をしてございます。

(3)については、やはり構成市町の条例の表記、文言等とそろえる形で整合を図ったものでございます。

また、カラーコピー機の導入に伴う手数料については、第2号の情報公開条例と同様でございます。

3の施行期日でございますが、それぞれ法令の指導にのっとりしておりまして、構成市町と同様でございますが、原則的にはこの10月5日から施行されておるので適用をさかのぼっていたということと、来年の1月からの運用等についても準則に倣った形で附則を入れさせていただきました。

別表の改正については、情報公開同様に公布後の適切な時期からということでございます。

4番の近隣の動向でございますが、構成市町におきましては、佐倉市さんも四街道市さんも酒々井町さんも本年の9月議会に上程し、ご可決をいただいているということでございます。近隣との情報公開で組合関係におきましては、それぞれ定例議会等の準備が異なっておりますので、本年度内で適切な時期に行うというのが、清掃さん、消防さん、広域さんでございました。衛生組合さんは、来月に定例の議会を予定しているということでございました。それぞれ適切な時期に構成市町と同様の改正を行うということで、上程の予定になっておるということでございます。繰り返しますと、個人情報保護条例の今回の番号法に伴う改正については、一部事務組合は直接の影響はないということでございまして、それ以外市町村のような経費がかかるという事務にはなっておりません。

また、新旧対照表についても、2号の情報公開条例と同様に、それぞれ整理、整合を図るということで記載してございますので、これについても事前にご案内したとおりでございます。

議案第4号資料をごらんいただきたいと思っております。本件は職員の再任用に関する条例の一部改正という議案でございますが、1番の制定理由、これは再任用制度の改正、修正ということではございません。先ほど管理者からございましたように国の法令等で共済組合年金が厚生年金に、この10月1日から廃止され被用者年金、厚生年金制度に吸収されたということで、法改正がございました。そのことに伴う定義づけの引用の文言を改正するものでございます。

3の施行期日をごらんいただきたいと思っております。これについてはこの10月1日から施行されているということでございますので、ご可決後はさかのぼって10月1日から適用するというので、整合を図るということでご案内をさせていただきます。

近隣の動向、4番目でございますが、佐倉市さんがこの9月議会に上程されていらっしゃる。四街道市さんと酒々井町さんは、それぞれ直接の影響がない法令の改正でありますので、適切な時期に改正を検討したい。近隣の組合さんにおきましても、清掃さんがやはり当組合と同様の定例議会に間に合ったということで上程をし、ほかは今後の年度内も含めた議会の中で適切な時期に上程をしたいという意向でございました。なお、葬祭組合においては、この厚生年金の関係で引用している条文については再任用の条例の1つのみでございましたので、たまたま再任用ということで条例の一部改正に至ったということでございます。

次のページの新旧対照表については、附則の中で、2項でございますけれども、右の欄が地方公務員の共済組合ということが根拠だったものが、左では厚生年金ということで明確に変更になっているということでございます。

議案第4号につきましては、以上でございます。

次に、議案第5号、横版の一般会計補正予算(第1号)でございますが、よろしいでしょうか。まず、1ページ目をめくっていただきまして、定型的な補正予算の条文でございます。第1条の中央にござい

ますが、今回の補正予算額はそれぞれ493万3,000円を追加するものでありまして、歳入歳出の補正予算後は3億453万3,000円といたそうとするものでございます。

それぞれ具体的な内容につきましては、2ページをお開きいただきたいと思います。先ほど提案理由の中で管理者からご案内いたしました、歳入については2つの財源でございまして、まず、第1号議案でございました決算に伴う繰越金の補正というものが480万円ということで先ほどご案内しましたが、既定額350万円に対して130万円の補正ということでございまして、そのほかの余につきましては、繰入金、財政調整基金で363万3,000円を財源としようとするもので歳入を取りまとめさせていただきました。

歳出でございまして、8ページ、9ページの欄をごらんいただきたいと思います。下の9ページでございまして、歳出の明細も含めてご一緒にごらんいただければと思います。1款議会費でございまして、右の説明欄に会議録データ作成委託料とございまして、21万6,000円でございますが、これは構成市町財政課さんとの申し合わせによりまして、当初予算では計上していないもので、必要に応じて補正予算で計上するという点について、昨年同様に今年度も計上させていただいたものでございまして、今後も議会あるいは全員協議会で重要な事項についてのご審議、ご意見をいただくということから上程させていただきました。

2款の総務費でございまして、右の説明欄をごらんいただきたいと思います。本年の4月に人事異動がございましたが、そのうちの住居手当の職員が1名発生しておりますので、住居手当、条例にのっとり必要な額を計上させていただきました。

需用費の消耗品のところでございまして、やはり当初予算に計上してなく、人事異動等の1名、また業務運営を中心として携わっておられる技士関係3名の職員の被服、いわゆる作業服、防寒着でございまして、それにつきまして9万8,000円を上程させていただきました。

3款の事業費でございまして、この補正の主眼は、事業費、運営費、さくら斎場の運営にかかわる修繕、工事が主なるものになります。まず、修繕料でございまして、修繕料は、先ほど第1号の決算でも申し上げましたが、年々小さな修繕、あるいは老朽化した器具等の修繕がございまして、この9月末におきまして既に残高が67万円ほどになっておりました。今後の修繕の見込み等を想定しますと90万円ほど要するという点でございまして、その必要な額につきまして補正で計上させていただきました。

次の13節の委託料でございまして、これにつきましては例年やはり補正予算の中で10月の定例会の中でお願ひしているところでございまして、過去の実績で雪の除雪、あるいは降雪に伴う倒木等につきまして、さくら斎場のご利用者に支障がないようにということで、実績額50万円を計上しているものでございます。

工事の請負費、15節でございまして、これにつきまして2つ工事を計上させていただきました。まず、毎年法定点検等で委託によりまして点検をしておりますが、今年度の点検の中でガス制圧器配管一部改修工事とございまして、ガスガバナールームというガスを受け入れて館内の火葬、あるいは空調等の熱源として入れている建物、部屋がございまして、それはさくら斎場の隣にございまして、その中で20年の中で、今まで特に大きな改修工事はしておりませんでした、鉄部分の配管に腐食と亀裂の心配があるということでありまして、亀裂しかけています部分について、大きく2カ所ほどございまして、それについては交換を、必要な塗装等につきましては、ガスということでありますので、適切な全体の塗装工事を行うということで129万6,000円の補正ということで、今回緊急性があるということでお載せいたしました。

下の自動ドアエンジン等交換工事159万9,000円でございますが、これにつきましては、危険度というよりも式場のほうのご利用者、1階、2階の自動ドアのエンジンというのはモーター部分のことでございますが、これがさくら斎場を開設してから約20年の中で大きなモーター交換していないのですが、内側と中側、1階、2階で2カ所ずつ計4カ所につきまして経年劣化でとまる心配があると、現在異音が出ているということで、大事な人生終焉の場のご葬儀の儀式にも影響があるということでありまして、今回年度内でございますが、モーター等の改修工事を行いたいということで計上させていただきました。

10ページ以降につきましては、自治法の規定でいうところの給与費の明細書で、所定の事項についてお載せしてございますが、これ自体は大きな変更があったものではございません。先ほどの手当関係があったということで、一応一覽でお載せしているものでございます。

以上、補正予算の概要のご説明でございます。通しまして第1号から第5号の事務局の説明ということでございます。

以上でございます。

◎質疑、討論、採決

○議長（**藤 和雄**） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**藤 和雄**） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**藤 和雄**） 討論なしと認めます。これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（**藤 和雄**） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**藤 和雄**） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**藤 和雄**） 討論なしと認めます。

それでは、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（**藤 和雄**） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（藤 和雄） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて平成27年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時47分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 広 瀬 義 積

議 員 高 崎 長 雄